

係属2年を超える刑事通常訴訟事件の調査について

平成14年12月19日刑三第409号高等裁判
所長官，地方裁判所長あて刑事局長通達

改正 平成16年3月10日刑三第105号
平成17年11月1日刑三第000281号

標記の事件について，下記により調査し，報告してください。
なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所長から伝達してください。
記

1 調査事項

高等裁判所，地方裁判所（いずれも支部を含む。）及び簡易裁判所に係属する刑事通常訴訟事件又は係属した刑事通常訴訟事件のうち，(1)については，別紙様式第1の調査表に記載の事項とし，(2)及び(3)については，地方裁判所及び簡易裁判所においては別紙様式第2の調査表に記載の事項，高等裁判所においては別紙様式第3の調査表に記載の事項とする。

- (1) 毎年12月31日現在における未終局事件で，係属2年を超えるもの
- (2) 毎年12月31日現在における未終局事件で，逃亡，所在不明，疾病及び心神喪失以外の事由により，係属2年を超えるもの
- (3) 終局した事件で，逃亡，所在不明，疾病及び心神喪失以外の事由により，受理から終局までに2年を超える期間を要したものの

2 報告の方法

別紙様式第1から別紙様式第3までの調査表による。この調査表は，別紙の記入要領により作成する。

3 報告の期限

- (1) 1の(1)及び(2)については，翌年1月31日とする。
- (2) 1の(3)については，終局した月の翌月末日とする。

付 記

- 1 この通達は，平成15年1月1日から実施する。
- 2 平成元年12月25日付け最高裁判三第262号刑事局長通達「係属2年を超える刑事通常訴訟事件の調査について」は，平成14年12月31日限り，廃止する。
- 3 平成14年12月31日現在における未終局事件の報告については，この通達による。

付 記

- 1 この通達は，平成16年4月1日から実施する。
- 2 平成16年3月中に終局した事件の報告については，なお従前の例による。

付 記

この通達は，平成17年11月1日から実施する。

(別紙)

記入要領

第1 係属2年を超える未終局事件人員調査表〔A表〕

この調査表は，各裁判所に係属する刑事通常訴訟事件のうち，当該裁判所に係属した後，毎年12月31日現在で2年を超える事件（係属期間が2年1日以上の事件）を調査の対象とし，被告人を基準として作成する。

1 「追番号」

事件単位で記入する。ただし，事件が併合された場合には，併合された全事件（その後，分離された未終局事件を含む。以下同じ。）を一つの単位とする。

2 「被告人氏名」

共同被告人の場合には，各別に記入する。

同一の被告人に対する追起訴事件は，併合されず，別件のまま審理されたもののみ各別に記入する。併合されたものは，重複して記入しない。

3 「罪名」

罪名が複数ある場合にはそのうち法定刑の最も重いものを，法定刑が同じ場合には犯行時が先のものを記入する。

訴因が変更されて罪名が異なった場合には，変更後の罪名を記入する。

4「受理年月日」

同一の被告人に対する追起訴事件が併合された場合には最初に起訴状を受理した日を、控訴記録が数回にわたって受理された場合には最初に記録を受理した日を、それぞれ記入する。

再審事件は、再審開始決定確定の日を記入する。

5「経過年月」

「4 受理年月日」の箇所に記入した日から毎年12月31日現在までの経過期間を記入する。1箇月未満の日数は、切り捨てる。

6「調査時の身柄関係」

調査時の身柄関係について、該当するものを選んでその箇所に○印を記入する。該当する箇所が複数ある場合には、複数記入する。

(1)「ア 勾留中」

被告人が当該事件により勾留されている場合及びその勾留中に鑑定留置状が執行され、病院等に留置されている場合に記入する。

(2)「イ 受刑中」

他罪により受刑在監中の場合に記入する。

(3)「ウ その他」

「ア」及び「イ」以外の場合に記入する。

7「審理長期化の事由」

審理長期化の主要な事由を「(1)」から「(4)」までのうちから一つ選んで、その箇所に○印を記入する。

この箇所は、各被告人の審理が長期化した事由を明らかにするもので、現在被告人が逃亡しているか、疾病であるか等を明らかにするものではない。

なお、審理長期化の事由が「(4) 事案複雑・その他」に該当する場合には、個別調査表(B1表又はB2表)の整理番号を「(5)」の箇所に記入する。

例1 A被告人に対する被告事件について、被告人がかつて逃亡していたか、あるいは現在逃亡している場合においても、審理長期化の主要な事由が逃亡よりもむしろ事案複雑等であるときは、「(4) 事案複雑・その他」の箇所に○印を記入する。審理長期化の主要な事由が逃亡であるときにのみ、「(1) 逃亡・所在不明」の箇所に○印を記入する。

例2 A被告人及びB被告人に対する被告事件が併合され(その後の分離の有無を問わない。)、B被告人が逃亡している場合

(1) B被告人の逃亡が審理長期化の主要な事由であるとき

A被告人については「(3) 相被告人逃亡・所在不明・疾病・心神喪失」の箇所に、B被告人については「(1) 逃亡・所在不明」の箇所に、それぞれ○印を記入する。

(2) B被告人については逃亡のためほとんど審理されていないが、A被告人についてはある程度の審理が行われ、しかも事案複雑であるとき

A被告人については「(4) 事案複雑・その他」の箇所に、B被告人については「(1) 逃亡・所在不明」の箇所に、それぞれ○印を記入する。

(3) B被告人が逃亡中であるが、既にA、B両被告人について相当程度の審理が行われ、事案複雑であるとき

A被告人及びB被告人について、それぞれ「(4) 事案複雑・その他」の箇所に○印を記入する。

8「結審済み」

弁論が終結したものについて、○印を記入する。弁論が再開されている場合には、記入しない。

第2 長期係属事件個別調査表〔B1表及びB2表〕

この調査表は、刑事通常訴訟事件のうち、逃亡、所在不明、疾病及び心神喪失以外の事由(A表の「7 審理長期化の事由」のうち「(4) 事案複雑・その他」に該当するもの)により、未終局の場合には毎年12月31日現在で、終局した場合には終局時現在で係属2年を超える事件(係属期間が2年1日以上)の事件を調査の対象とするものである。被告人別のA表と異なり、他の被告人に対する事件が併合された場合(その後の分離の有無を問わない。)には、被告人の数にかかわらず併合された事件のすべてを対象として1通作成する。併合された事件の被告人のうち、一人でもA表の「7」のうち「(4) 事案複雑・その他」に該当するものがあれば、その被告人を含め、併合された事件のすべてを対象として作成する。

なお、併合された事件の被告人のうち、一部について終局した場合には、その終局事件だけでなく未終局の被告人を含む併合された事件のすべてを対象に作成する。時期を異に

して終局した場合には、その都度作成する。また、併合された事件の一部が終局したため、終局事件の調査表を作成した場合であっても、その後12月31日現在で未終局の被告人があるときは、未終局事件の調査表を作成する。

1 調査表B1表（地裁及び簡裁分）

(1) 「1 事件」

ア「(1) 被告人氏名」

(ア) 未終局事件の場合

A表の「1 追番号」別に筆頭となった者の氏名を記入し、「ほか○名」の箇所にはその余の人数を記入する。ただし、係属期間が2年未満の事件の被告人は「ほか○名」には加えない。

なお、併合された事件の被告人について、A表の「7 審理長期化の事由」のうち「(1)」、「(2)」又は「(3)」の箇所に記入した者がある場合には「〔うち逃・疾○名〕」の箇所に内数としてその人数を記入する。

(イ) 終局事件の場合

終局した被告人について、そのうち一人の氏名を記入し、他は「ほか○名」としてその人数を記入する。

なお、「〔うち逃・疾○名〕」の箇所は、記入を要しない。

イ「(2) 事件番号」

(ア) 未終局事件の場合

記入を要しない。

(イ) 終局事件の場合

終局した被告人全員について、符号AからDまでの欄に被告人ごとに事件番号（統計執務資料第37号「裁判統計報告書（事件票）作成要領刑事・医療観察編（平成17年10月改定）」の第2の「各欄の入力方法」の(1)の定めに基づき刑事通常第一審事件票に記入した事件番号）を記入する。

なお、終局した被告人数が4人を超える場合には「16 備考」欄を利用してE、F、Gの順に符号を付して事件番号を記入する。

ウ「(3) 主要な罪名」

罪名が複数ある場合には、法定刑の軽重にかかわらず「14 審理長期化の事由」に記入した事由と密接な関係のあるものを一つ記入する。しかし、この関係にある罪名が複数ある場合には法定刑の最も重いものを、法定刑が同じ場合には犯行時が先のものを記入する。

訴因が変更されて罪名が異なった場合には、変更後の罪名を記入する。

エ「(4) 罰条（刑法を除く）」

「(3) 主要な罪名」の罪名について罰条を記入する（刑法犯を除く。）。

(2) 「2 審理期間」

ア「(1) 受理年月日〔起訴年月日〕」

追起訴又は被告人が多数ある場合には、最初に受理した年月日を記入する。

再審事件は、再審開始決定確定の日を記入する。

受理年月日と起訴年月日とが同一でない場合には、再審事件を除き、起訴年月日も記入する。

なお、移送事件は「移」を、回付事件は「回」を、破棄（差戻し又は移送）事件は「破」を、正式裁判請求事件は「正」を、再審事件は「再」を○で囲み、その他の場合は〔 〕内に略記する。

イ「(2) 経過年月」

(ア) 未終局事件の場合

「(1) 受理年月日」に記入した日から毎年12月31日現在までの経過期間を記入する。1箇月未満の日数は、切り捨てる。

(イ) 終局事件の場合

「(1) 受理年月日」に記入した日から事件の終局年月日までの経過期間を記入する。1箇月未満の日数は、切り捨てる。

(3) 「3 合議、単独の別」

法定合議事件は「法」を、裁定合議事件は「裁」を、単独事件は「単」を○で囲む。

(4) 「4 訴因の数」

訴因の個数を記入する。共犯の場合には、被告人数を考慮しない。

(5) 「5 事件の概要」

事件の特殊性が明らかになるように略記する（例えば、「○○労組の○○反対闘争に絡

む事件」，「総額〇億円の取り込み詐欺事件」，「死傷者が〇名の失火事件」など）。

なお、通称事件名があれば、〔 〕内に記入する。

(6) 「6 弁護士」

現在選任されている弁護人の数を私選及び国選の別にその人数（複数の被告人に異なる弁護士が選任されている場合には、その総数）を記入する。また、管外の弁護士がある場合には、〔 〕内に主任弁護士及びその他の弁護人の別にその人数を内数として記入する。人数の記入について、該当するものがない場合には、必ず「0」と記入する。

なお、「管外」とは、当該弁護士が当該地方裁判所（簡易裁判所にあつては、当該簡易裁判所の所在地を管轄する地方裁判所）の管轄区域内に法律事務所を有しない場合をいう。

(7) 「7 公判等」

ア「(1) 第1回公判期日前の打合せ」

第1回公判期日前の打合せ（刑事訴訟規則第178条の10）の有無について該当するものを○で囲む。「有」を○で囲んだ場合には、判明する限り、〔 〕内に回数を記入する。

イ「(2) 公判前整理手続期日の回数」

公判前整理手続期日（刑事訴訟法第316条の6）の回数を記入する。公判前整理手続期日が開かれていない場合には、必ず「0」と記入する。

（ ）内には、未終局事件の場合は、調査直前1年間における回数を、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局した時までの回数を、それぞれ内数として記入する。

なお、「(8)」から「(13)」までについて、回数の記入について該当するものがない場合及び（ ）内の記入をする場合も同様とする。

ウ「(3) 第1回公判期日」

最初に開かれた公判期日の年月日を記入する。

エ「(4) 検察官が冒頭陳述を行った期日」

検察官の冒頭陳述が行われた最初の公判期日（記録上明らかでない場合には証拠調手続が行われた最初の公判期日）の年月日及び回数を記入する。

オ「(5) 証人調べを開始した期日」

証人尋問が行われた最初の公判期日の年月日及び回数を記入する。

なお、最初の証人尋問が公判準備において行われた場合には、当該期日の年月日及びその直後の公判期日の回数を記入する。

カ「(6) 証拠調べ等を終了した期日」

証拠調べ及び被告人質問が終了した公判期日の年月日及び回数を記入する。

キ「(7) 過去直近の公判期日等」

(ア) 未終局事件の場合

過去直近において開かれた公判期日又は公判準備期日の年月日を記入する。

(イ) 終局事件の場合

終局裁判時を基準にして過去直近の公判期日又は公判準備期日の年月日を記入する。

ク「(8) 公判回数」

公判期日を開き、かつ、口頭弁論又は証拠調べを行った場合の公判回数（裁判の宣告のみの場合を含む。）を記入する。

ケ「(9) 紛議等のため法291条、証拠調べ、法293条のいずれの手続も行われなかった公判回数」

「(8) 公判回数」に記入した回数のうち、「10 訴訟進行に関する紛議等」に掲げる紛議等のために刑事訴訟法第291条、証拠調べ又は同法第293条のいずれの手続も行われなかった公判期日の回数を記入する。

コ「(10) 公判準備期日の回数」

公判期日外における証拠調期日の回数を記入する。

サ「(11) 準備手続期日の回数」

準備手続期日（刑事訴訟規則の一部を改正する規則（平成17年最高裁判所規則第10号）による改正前の刑事訴訟規則第194条）の回数を記入する。

シ「(12) 期日間整理手続期日の回数」

期日間整理手続期日（刑事訴訟法第316条の28）の回数を記入する。

ス「(13) 変更、延期の回数」

公判期日、公判期日外における証拠調期日、公判前整理手続期日、期日間整理手続期日及び準備手続期日が変更され又は延期された回数を記入する。「延期」とは、公判期日等が開かれたが、被告人不出頭等のため実質的審理が行われなかった場合をいう。

公判期日を公判準備期日に切り換えて実質的審理が行われた場合には、変更又は延期の回数に計上しない。

(8)「8 更迭、交代回数」

裁判官、検察官の更迭回数及び弁護人の交代回数を記入する。被告人に複数の弁護人が選任されている場合には、主任弁護人の交代回数のみを計上する。更迭又は交代のない場合には、必ず「0」と記入する。

()内には、未終局事件の場合は、調査直前1年間における回数を、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局した時までの回数を、それぞれ内数として記入する。

(9)「9 証拠調べ等」

ア「(1) 取調済みの証人数」

取調済みの証人数について検察官請求、被告人側請求、双方請求及び職権の別にその人数を記入する(同一人を別個の証拠決定で喚問した場合には、各別に計上する。)。取調済みの証人がない場合には、必ず「0」と記入する。

以下、「(1)」から「(5)」までについて、()内には、未終局事件の場合は、調査直前1年間における人数又は回数を、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局までの人数又は回数を、それぞれ内数として記入する。

イ「(2) 証人尋問をした公判等の回数」

証人尋問を行った公判期日及び公判準備期日の合計回数を記入する。

証人尋問をした公判等の回数がない場合には、必ず「0」と記入する。

ウ「(3) 検証の回数」

検証を実施した期日の回数を記入する。ただし、公判廷における検証は含まない。該当するものがない場合には、必ず「0」と記入する。

エ「(4) 鑑定」

「ア 回数」

鑑定事項又は鑑定数のいかにかわらず、鑑定命令の回数を記入する。該当するものがない場合には、必ず「0」と記入する。

「イ 期間(累計)」

鑑定命令の翌日から起算し、鑑定書の受理の日(口頭による鑑定の場合には、鑑定人尋問の日)までの延べ期間を記入する。ただし、複数の鑑定の所要期間が重複する場合には、重ねて計算しない。1箇月未満の日数は切り捨てる。

鑑定書未受理の場合には、調査時までの期間を記入する。

オ「(5) 被告人質問のあった公判回数」

当該公判期日の大半が被告人質問に充てられた公判期日の回数を記入する。該当するものがない場合には、必ず「0」と記入する。

(10)「10 訴訟進行に関する紛議等」

該当事項の有無について、そのいずれかを○で囲む。

「(6) その他」の〔 〕内には、「(1)」から「(5)」まで以外の紛議があった場合、その内容を記入する。

()内には、未終局事件の場合は、調査直前1年間について、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局した時までに関し、該当事項の有無について、そのいずれかを○で囲む。

(11)「11 審理段階」

調査時現在における審理段階について、該当する箇所に○印を記入する。

なお、「(2)」から「(4)」までについて、そのいずれかの審理段階が終了し、次の審理段階が開始される前の状態にある場合には、次の審理段階にあるものとする。

ア「(1) 起訴状朗読前」

公判がまだ開かれていない場合のほか、公判は開かれたが裁判長の人定質問(刑事訴訟規則第196条)がされたのみで起訴状がまだ朗読されていない場合に記入する。

イ「(2) 冒頭手続」

刑事訴訟法第291条の手続の段階にある場合に記入する。

ウ「(3) 証拠調べ等」

冒頭陳述(刑事訴訟法第296条)の段階以後にある場合に記入する。

「ア 検察官」は検察官による、「イ 被告人側」は被告人側による、それぞれの第一次的立証段階(刑事訴訟規則第199条第1項)にある場合に記入する。

「ウ その他」は、「ア」及び「イ」の段階より後の立証段階(例えば、補充的立証(刑事訴訟規則第199条第2項))にある場合に記入する。

エ「(4) 論告求刑」

刑事訴訟法第293条第1項の検察官の意見陳述の段階にある場合に記入する。
オ「(5) 弁論最終陳述」

刑事訴訟法第293条第2項の被告人又は弁護人の意見陳述の段階にある場合に記入する。

カ「(6) 弁論再開」

刑事訴訟法第313条第1項により終結した弁論が再開された場合に記入する。

キ「(7) 結審済み」

弁論が終結した場合に記入する。

(12)「12 結審、終局」

ア「(1) 結審予定時期」

明らかであれば記入する。

イ「(2) 結審年月日」

弁論が終結した年月日を記入する。終局事件の場合でも必ず記入する。

ウ「(3) 判決言渡予定日」

明らかであればその日を記入する。

なお、「〇年〇月〇日」程度でも差し支えない。

エ「(4) 終局年月日」

(ア) 未終局事件の場合

記入を要しない。

(イ) 終局事件の場合

事件が終局した年月日を記入する。

(13)「13 前科」

ア 未終局事件の場合

記入を要しない。

イ 終局事件の場合

「1 事件」の「(2) 事件番号」の符号AからDまでに対応する被告人の前科（懲役、禁錮及び罰金に限る。）の回数を記入し、そのうち実刑の回数を〔 〕内に記入する。前科の回数には、執行猶予の期間の経過及び刑の消滅（刑法34条の2）により、刑の言渡しの効力が失われたもの（事実上の前科）も含めて記入する。懲役と罰金とを併科された場合には懲役、また、禁錮と罰金とを併科された場合には禁錮として記入する。前科のない被告人については、「(1) 前科なし」の該当符号を○で囲む。回数の記入について、該当するものがない場合には、必ず「0」と記入する。

なお、終局した被告人数が4人を超える場合には「16 備考」欄を利用してE、F、Gの順に符号を付して記入する。

(14)「14 審理長期化の事由」

個々の被告人についてではなく、対象となる事件全体について、その審理が長期化した主要な事由と思われる箇所に○印を記入する。「(1)」の「ケ」及び「(2)」の「エ」の「その他」は、〔 〕内に簡潔にその内容を記入する。

未終局事件の場合は、調査直前1年間に於いて、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局した時までにおいて、長期化の事由となったものがある場合には、〔 〕内に○印を記入する。

なお、審理が長期化した主要な事由が複数ある場合には、複数記入する。

「(2)」の「ア 紛議等のため実体審理の進捗が遅れた公判多数」における「実体審理」とは、刑事訴訟法第291条、証拠調べ又は同法第293条の手続をいう。

「(2)」の「イ 公判期日の指定困難、変更・延期多数」は、その主要な原因を〔 〕内に簡潔に記入する（例えば、「裁判官更迭のため」、「弁護人多忙のため」など）。

「(2)」の「ウ 関連事件の審理待ち」は、〔 〕内に関連事件の内容及びその審理を待たなければならない理由を簡潔に記入する。

(15)「15 今後の進行予定」

今後の訴訟進行の見通しを簡潔に記入する（例えば、「今後、被告人申請の証人○人を取調べ、〇月〇日証拠調べ終了の予定である。」など）。

(16)「16 備考」

この調査表に記入した内容等について補足説明を要するもの又はその他参考となる事項があれば記入する。

終局裁判のあった被告人について、上訴期間の満了の時を基準として、確定及び上訴の別にその人数（「確定○名、上訴○名」）を明らかにし、未終局被告人がある場合には、その人数（「終局分につきほかに未終局被告人○名」）を記入する。この場合、前年の1

2月31日現在でA表を作成しなかった事件は、未終局被告人の氏名をも記入する。

当該事件における延べ人員数（「延べ人員〇名」）を記入する。

なお、延べ人員とは、同一被告人につき複数の受理事件がある場合、その事件ごとに1人として計上する方法であり、同一被告人について1起訴状で起訴された事件は、罪数のいかに問わず1人として計上し、追起訴のあった場合には追起訴ごとに1人として計上する。また、共同被告人がある場合には、被告人ごとに計上する。

(17)「17 整理番号」

ア 未終局事件の場合

A表とB1表の照合及び検索のために、本庁、支部又は簡裁別に一連番号を付し、その番号をA表「7 審理長期化の事由」の「(5)」の該当箇所に転記する。

イ 終局事件の場合

前年の12月31日現在で未終局事件としてB1表を作成した事件は、当該整理番号を記入し、その他の事件は、斜線で抹消する。

2 調査表B2表（高裁分）

(1)「1 事件」

ア「(3) 第一審庁名」

終局裁判をした第一審裁判所名を記入する。地方裁判所は「地」を、簡易裁判所は「簡」を○で囲む。

イ「(4) 控訴申立人」

該当するものを○で囲む。双方控訴の場合には、いずれも○で囲む。

ウ「(5) 控訴理由」

該当するものを○で囲む。「オ その他」の場合には、刑事訴訟法の該当条項号を〔 〕内に記入する。

(2)「2 審理期間」

ア「(1) 起訴年月日」

追起訴又は被告人が多数ある場合には、最初に起訴されたものの年月日を記入する。

イ「(2) 第一審判決年月日」

控訴の対象となった第一審判決のうち最初に言渡しのあった年月日を記入する。

ウ「(3) 控訴申立年月日」

控訴申立てが検察官、被告人側のいずれであるかを問わず、最初に控訴を申し立てた年月日を記入する。ただし、破棄（差戻し又は移送）事件の場合には、記入を要しない。

エ「(4) 記録受理年月日」

記録を数回にわたって受理した場合には、最初に受理した年月日を記入する。

なお、移送事件は「移」を、回付事件は「回」を、破棄（差戻し又は移送）事件は「破」を、再審事件は「再」を○で囲み、その他の場合は〔 〕内に略記する。

オ「(5) 記録受理からの経過年月」

「(4) 記録受理年月日」の箇所に記入した日から調査時までの経過期間を記入する。

1箇月未満の日数は切り捨てる。

力「(6) 控訴趣意書が提出された年月日」

控訴申立てが検察官、被告人側のいずれであるかを問わず、最初に控訴趣意書が提出された年月日を記入する。また、「14 備考」欄に控訴趣意書の差出期限（刑事訴訟規則第236条）を記載する。

(3)「3 第一審記録の冊数及び丁数」

第一審から送付された記録の冊数及び丁数を記入する。移送、回付又は破棄に係る事件は、移送、回付又は破棄前の記録の冊数及び丁数をも合算する。

(4)「7 公判等」

「(4) 紛議等のため法389条、事実の取調べのいずれの手続も行われなかった公判回数」

「(3) 公判回数」に記入した回数のうち、訴訟進行に関する紛議等のために、刑事訴訟法第389条又は事実の取調べのいずれの手続も行われなかった公判期日の回数を記入する。

(5)「9 事実の取調べ」

ア「(1) 書証、物証の取調べ」

書証（証拠物たる書面を含む。）及び物証の取調べの有無により該当箇所を○で囲む。

（ ）内には、未終局事件の場合は、調査直前1年間について、終局事件の場合は、終局した年の1月1日から終局した時までについて、該当事項の有無について、そのいずれかを○で囲む。

なお、以下、（ ）内の記入については同様とする。

イ「(2) 被告人質問」

被告人質問の有無により該当箇所を○で囲む。

(6)「10 審理段階」

調査時現在の審理段階を簡潔に記入する（例えば、「弁護人申請の証人取調べ中」，「職権鑑定中」など）。

(7)「12 審理長期化の事由」

「(2)」の「ア 紛議等のため実体審理の進ちよくしなかった公判多数」には、紛議等の内容を簡潔に記入する（例えば、「裁判官忌避申立て」，「破棄判決の拘束力の範囲をめぐる紛議」など）。

なお、「実体審理」とは、刑事訴訟法第389条又は事実の取調べの手続をいう。

(8) その余については、B1表の記入要領と同様である。

(別紙様式第1)

係属2年を超える未終局事件人員調査表〔A表〕

高等
地方
簡易
裁判所
(該当裁判所を○で囲む。)

平成 年12月31日 現在

1 追番号	2 被告人氏名	3 罪 名	4 受理年月日	5 経過年月 (1箇月未満の日数は、切り捨てる。)	6 調査時の身柄関係							7 審理長期化の事由					8 結 審 済 み		
					(1) 拘 束			(2) 不 拘 束				(1) 逃亡・所在不明			(2) 疾病・心神喪失	(3) 明・疾病・心神喪失 相被告人逃亡・所在不		(4) 事案複雑・その他	(5) 整理番号 B、表又はB、表の
					ア 勾 留 中	イ 受 刑 中	ウ そ の 他	ア 在 宅	イ 保 釈 に よ り 釈 放 中	ウ に よ り 釈 放 中	エ 逃 亡 ・ 所 在 不 明	ア 保 釈 中	イ 勾 留 執 行 停 止 中	ウ そ の 他					
1			年 月 日	年 月															
2			.	.	.														
3			.	.	.														
4			.	.	.														
5			.	.	.														
6			.	.	.														
7			.	.	.														
8			.	.	.														
9			.	.	.														
10			.	.	.														
11			.	.	.														
12			.	.	.														
13			.	.	.														
14			.	.	.														
15			.	.	.														

長期係属事件個別調査表〔B1表〕

(別紙様式第2)

未終局 平成 年 12月31日現在
終局 平成 年 月

(係属2年を超える事件のうち、逃亡、所在不明、疾病及び心神喪失を事由とする事件を除いた事件)

地方・簡易 裁判所 支部
(該当裁判所を○で囲む。) 17整理番号

1 事件	(1)被告人氏名	ほか 名(うち通・疾 名)		9 証拠調べ等	(1)取調済みの証人数	ア 検察官請求	人 () 人	(1) 事実複雑	ア 訴因多数	
	(2)事件番号	A 平成 年 () 第 号			イ 被告人側請求	人 () 人	イ 被告人多数			
		B 平成 年 () 第 号			ウ 双方請求	人 () 人	ウ 計算関係複雑			
		C 平成 年 () 第 号			エ 職権	人 () 人	エ 証人調べに多数の公判等を要した		()	
2 審理期間	(3)主要な罪名			10 訴訟進行に関する紛争等	(2)証人尋問をした公判等の回数		回 () 回	14 審理長期化の事由	オ 被告人質問に多数の公判を要した	()
	(4)罰条(刑法を除く)				(3)検証の回数		回 () 回		カ 鑑定に時日を要した	()
	(1)受理年月 〔起訴年月 日〕	平成 年 月 日			(4)鑑定	ア 回数	回 () 回		キ 検察官の証拠整理に時日を要した	
	(2)経過年月 (移・回・破・正・再・〔))	平成 年 月 日			イ 期間(累計)	年 月			ク 証拠の閲覧又は謄写に時日を要した	
3 合議、単独の別	(2)経過年月	年 月		11 審理段階	(5)被告人質問のあった公判回数		回 () 回	(2) その他	ケ その他(内容を簡潔に記入する。)	
	4 訴訟の回数	個			(1)証拠開示を巡る紛争	有、無 (有、)			ア 紛争等のため実体審理の遅れようしなかった公判多数	()
	5 事件の概要				(2)釈明要求を巡る紛争	有、無 (有、)			イ 公判期日の 指定困難 変更・延期多数	()
	(通称 事件)				(3)裁判官忌避申立て	有、無 (有、)			その主要原因(簡潔に記入する。)	
6 弁護人	私選 人、国選 人 (うち地裁管外 主任 人、その他 人)			12 結審終局	(4)特別弁護人の選任を巡る紛争	有、無 (有、)		15 今後の進行予定	ウ 関連事件の審理待ち その内容(簡潔に記入する。)	()
	(1)第1回公判期日前の打合せ	有 () 回、無、不明			(5)公訴権濫用を理由とする公訴棄却の申立て	有、無 (有、)			エ その他(内容を簡潔に記入する。)	()
		(2)公判前整理手続期日の回数	回 () 回		(6)その他(具体的内容を記入する。)	有、無 (有、)				
		(3)第1回公判期日	平成 年 月 日		(1)起訴状朗読前					
7 公判等	(4)検察官が冒頭陳述を行った期日 (第 回公判)	平成 年 月 日		13 前科	(2)冒頭手続			16 備考	確定 名、上訴 名	
	(5)証人調べを開始した期日 (第 回公判)	平成 年 月 日			(3)証拠調べ等	ア 検察官			終局分につきほかに未終局被告人 名	
	(6)証拠調べ等を終了した期日 (第 回公判)	平成 年 月 日			イ 被告人側				延べ人員 名	
	(7)過去直近の公判期日等	平成 年 月 日			ウ その他					
8 更迭交代回数	(8)公判回数	回 () 回		14 結審終局	(4)諭告求刑			15 今後の進行予定	エ その他(内容を簡潔に記入する。)	()
	(9)紛争等のため法291条、証人調べ、法293条のいずれの手続も行われなかった公判回数	回 () 回			(5)弁論最終陳述					
	(10)公判準備期日の回数	回 () 回			(6)弁論再開					
	(11)準備手続期日の回数	回 () 回			(7)結審済み					
9 前科	(12)2期日間整理手続期日の回数	回 () 回		15 結審終局	(1)結審予定時期	平成 年 月 日		16 備考	確定 名、上訴 名	
	(13)変更、延期の回数	回 () 回			(2)結審年月日	平成 年 月 日			終局分につきほかに未終局被告人 名	
	(1)裁判官	回 () 回			(3)判決官決定日	平成 年 月 日			延べ人員 名	
	(2)検察官	回 () 回			(4)終局年月日	平成 年 月 日				
10 更迭交代回数	(3)弁護人(複数の場合には主任)	回 () 回		16 結審終局	(1)前科なし	A, B, C, D		17 備考	確定 名、上訴 名	
	(1)起訴状朗読前				(2)罰金のみ	A 回 () 回	B 回 () 回			
		(2)冒頭手続			C 回 () 回	D 回 () 回				
			(3)証拠調べ等		A 検察官		A 回 () 回		B 回 () 回	
11 公判等	(4)諭告求刑			17 結審終局	(4)懲役	A 回 () 回	B 回 () 回	18 備考	確定 名、上訴 名	
	(5)弁論最終陳述				C 回 () 回	D 回 () 回				
	(6)弁論再開				A 回 () 回	B 回 () 回				
	(7)結審済み				C 回 () 回	D 回 () 回				

(記入上の注意) 1 (1)未終局事件は、() 内に調査直前1年間の該当事項について記入する。

(2)終局事件は、() 内に終局した年の1月1日から終局した時までについて記入する。

2 「6」から「9」及び「13」については、該当する回数、回数又は人数がない場合には、「0」と必ず記入する。

3 各箇所に記入しきれない場合には、「備考」に記入する。

(最 刑 三)

長期係属事件個別調査表〔B2表〕

(別紙様式第3)

未終局 平成 年 1 2 月 3 1 日現在

(係属2年を超える事件のうち、逃亡、所在不明、疾病及び心神喪失を事由とする事件を除いた事件)

高等裁判所

支部

終局 平成 年 月

		15整理番					
1 事 件	(1) 被告人氏名	ほか 名(うち通・疾 名)	(1) 第1回公判期日	平成 年 月 日	12 審 理 期 間 の 事 由 他	ア 第一審の記録膨大	
	(2) 主要な罪名		(2) 過去直近の公判期日等	平成 年 月 日		イ 計算関係複雑	
	(3) 第一審庁名	地 簡 支	(3) 公 判 回 数	回()		ウ 証人調べに多数の公判等を要した	()
	(4) 控訴申立人	検 察 官 ・ 被 告 人 側	(4) 紛議等のため法389条、 事 実の調べのいずれの手続	回()		エ 鑑定に時日を要した	()
	(5) 控訴理由	ア 訴訟手続の法令違反 イ 法令適用の誤り ウ 量刑不当 エ 事実の誤認 オ その他	(5) 公判準備期日の回数	回()		オ その他(内容を簡潔に記入する。)	()
			(6) 準備手続期日の回数	回()			
			(7) 期日間整理手続期日の回数	回()			
			(8) 変更、延期の回数	回()			
						ア 紛議等のため実体審理の進ちよくしな かつ た公判多数(内容を簡潔に記入する。)	()
						イ 公判期日 指定困難	()
2 審 理 期 間 の 事 由 他	(1) 起訴年月日	平成 年 月 日	(1) 裁 判 官	回()	13 今 後 の 進 行 予 定	イ 公判期日 変更・延期多数	()
	(2) 第一審判決年月日	平成 年 月 日	(2) 検 察 官	回()		ウ 関連事件の審理待ち	()
	(3) 控訴申立年月日	平成 年 月 日	(3) 弁 護 人(複数の場合には主任)	回()		エ その他(内容を簡潔に記入する。)	()
	(4) 記録受理年月日	平成 年 月 日	(1) 書証、物証の取調べ	有 , 無 (有 , 無)		イ 公判期日 指定困難	()
	(移・回・破・再・〔 〕)		(2) 被告人質問	有 , 無 (有 , 無)		ウ 関連事件の審理待ち	()
	(5) 記録受理からの経過年月	年 月	(3) 取調済みの証人数	人()		エ その他(内容を簡潔に記入する。)	()
	(6) 控訴趣意書が提出	平成 年 月 日	(4) 証人尋問をした公判等の回数	回()			
	3 第一審記録の冊数及び丁数	冊 丁	(5) 検 証 の 回 数	回()			
	4 訴 因 の 数		(6) 鑑 定	ア 回 数 回()			
	5 事 件 の 概 要		イ 期 間(累計)	年 月			
		10 審 理 段 階					
		11 結 審 予 定 時 期		平成 年 月 日			
		(2) 結 審 年 月 日		平成 年 月 日			
		(3) 判 決 言 渡 予 定 日		平成 年 月 日			
		(4) 終 局 年 月 日		平成 年 月 日			
[通称 事件]		14 備 考		確定 名 上訴 名 終局分につきほかに未終局被告人 名 延べ人員 名			
6 弁 護 人	私 選 人 国 選 人						

(記入上の注意)

1 (1)未終局事件は、()内に調査直前1年間の該当事項について記入する。

3 各欄所に記入しきれない場合には、「備考」に記入する。

(級 刑 三)

(2)終局事件は、()内に終局した年の1月1日から終局した時までについて記入する。

2 「6」から「9」までは、該当する回数又は人数がない場合には、「0」と必ず記入する。